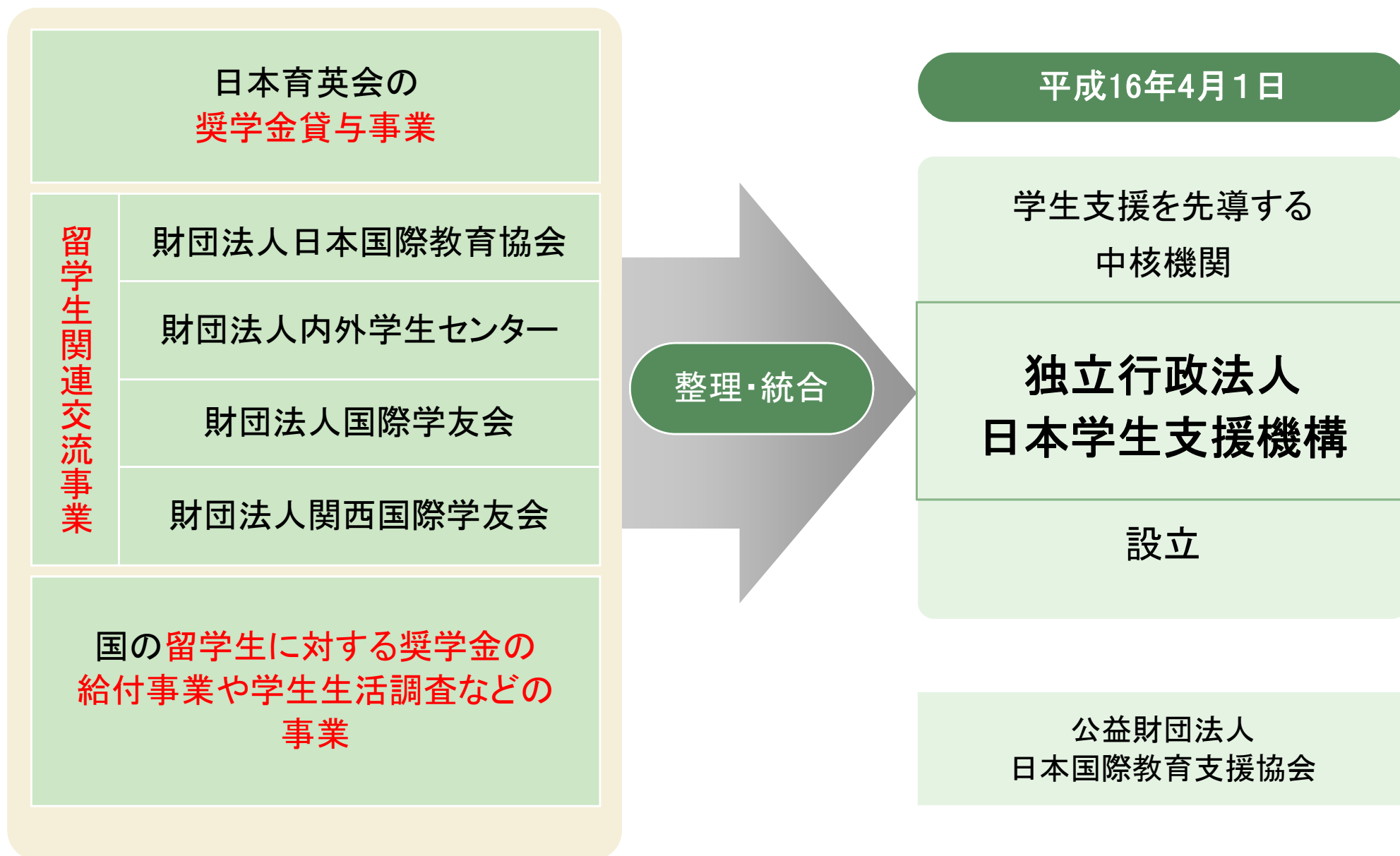


日本学生支援機構について



設立の経緯



- 教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等の修学の援助
- 大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援
- 留学生交流の推進を図るための事業

を通じ

我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与すること
(独立行政法人日本学生支援機構法第3条)

業務の概要 (事業予算(平成29年度))

奨学金事業 (1兆988億円)

- 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、奨学金の貸与を行っています。また、学生の多様なニーズに対応した奨学金制度の充実や申請手続の改善、奨学金に関する情報提供の充実、適切な回収を行い、更なるサービス向上に努めていきます。
- また、平成29年度から、意欲と能力がありながら、経済的理由により進学を断念せざるを得ない者の進学を後押しするため、給付型奨学金を実施します。

留学生支援事業 (157億円)

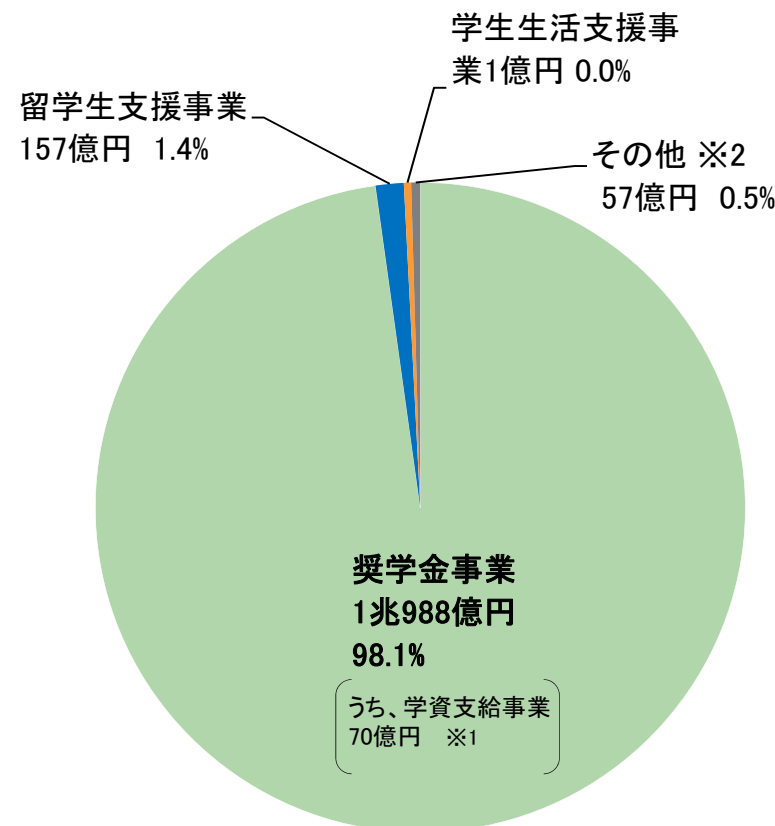
- 留学生等に対する奨学金の給付・各種留学生交流プログラムの実施、留学生宿舍の整備、日本留学試験等による入学手続きの改善、留学に関する情報の収集・提供等を推進しています。留学生の質の確保を図るため各種事業の充実に努めていきます。

学生生活支援事業 (1億円)

- 各大学等が行う各種学生生活支援活動に資するために、学生生活支援に関する有益な活動事例等の情報を収集・分析するとともに、情報の提供を行います。また、各種研修事業等を通して大学等の学生サービスの充実を支援します。大学等のニーズをよりの確に把握して、各種事業の充実に努めていきます。

■ **奨学金事業**は本機構の予算の大半を占めています。

平成29年度(1兆1,202億円)



※1 平成29年度は、給付型奨学金制度の創設のため、本機構に学資支給事業に係る基金が設置され、70億円(平成29年度事業費15億円)が措置されています。

※2 その他は、人件費、一般管理費

日本国憲法及び教育基本法

日本国憲法第26条 〔教育を受ける権利〕

- すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

教育基本法第4条 〔教育の機会均等〕

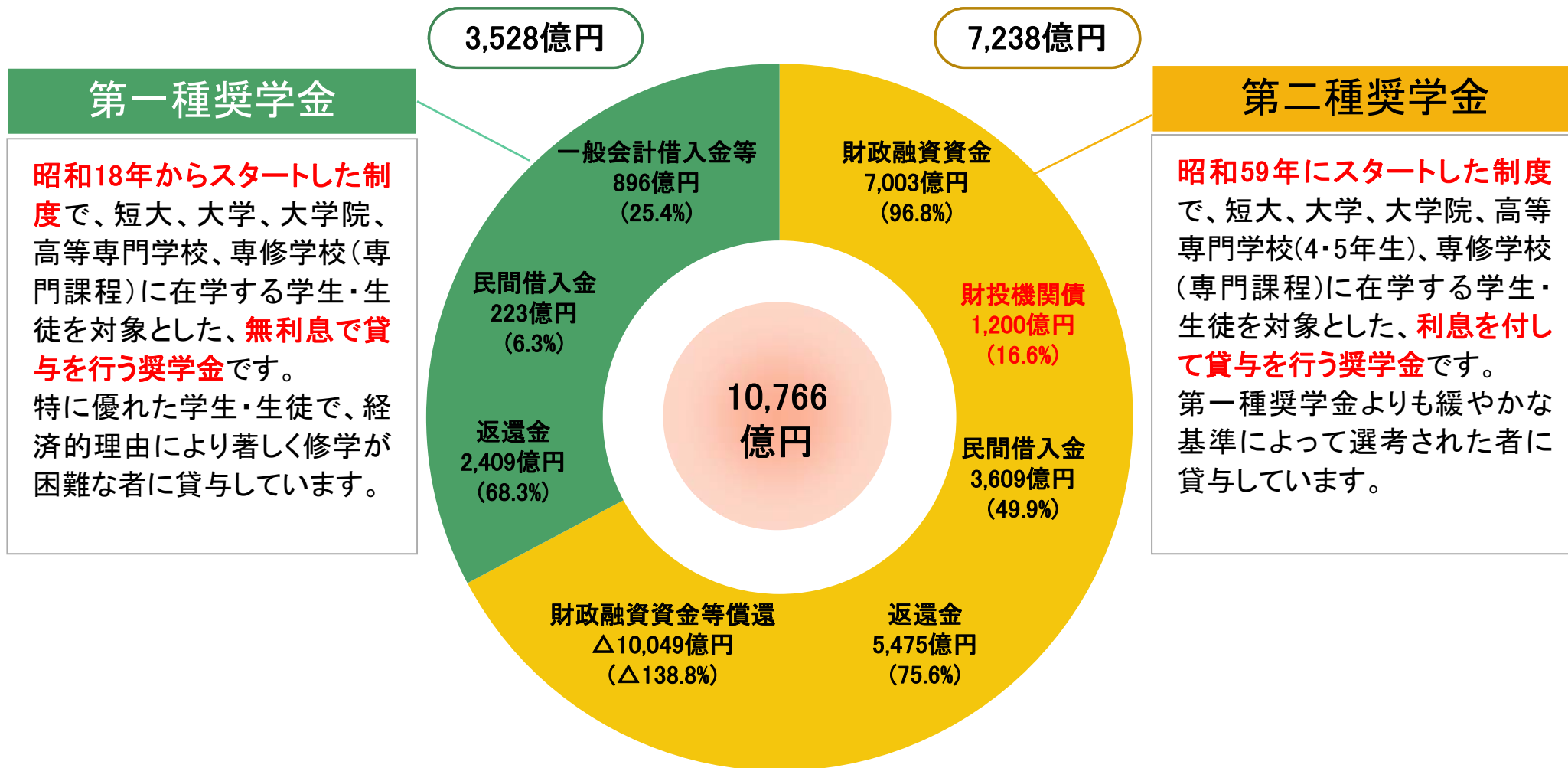
- すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。
- 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

学生数に対する奨学金貸与割合

学種	貸与割合		
	平成18年度	平成28年度	
大学・短大(通信除く)	3.6人に1人 (27.9%)	2.6人に1人 (38.1%)	約1.4倍
大学院	2.6人に1人 (38.7%)	3.1人に1人 (32.0%)	約0.8倍
高等専門学校	9.1人に1人 (11.0%)	12.5人に1人 (8.0%)	約0.7倍
専修学校専門課程	4.7人に1人 (21.1%)	2.5人に1人 (40.8%)	約1.9倍
計	3.7人に1人 (27.1%)	2.7人に1人 (37.7%)	約1.4倍

(注) 貸与割合は28年度貸与実績／28年度学生数(実員)

平成29年度 奨学金貸与事業費の財源内訳(予算)



第一種奨学金

昭和18年からスタートした制度で、短大、大学、大学院、高等専門学校、専修学校(専門課程)に在学する学生・生徒を対象とした、**無利息で貸与を行う奨学金**です。
特に優れた学生・生徒で、経済的理由により著しく修学が困難な者に貸与しています。

第二種奨学金

昭和59年にスタートした制度で、短大、大学、大学院、高等専門学校(4・5年生)、専修学校(専門課程)に在学する学生・生徒を対象とした、**利息を付して貸与を行う奨学金**です。
第一種奨学金よりも緩やかな基準によって選考された者に貸与しています。

奨学金貸与事業の財源措置

利子補給金

- 第二種奨学金及び第一種奨学金(財政融資資金活用分)において、奨学金を貸与している期間及び返還の期限を猶予している期間等は各々無利息としているため、この間金利負担が発生します。また本機構の財政融資資金からの借入等の利率が3%を超える場合、第二種奨学金の貸与利率の上限が3%であるため、貸与利率を超える部分について金利負担が発生します。こうした収支差を補うために、利子補給金を受け入れています。

国庫補助金

- 奨学生の死亡等による返還免除にかかる経費や、回収不能債権の償却等の財源として補助金を受け入れています。

運営費交付金

- 文部科学省・国立大学、留学生関係公益法人から承継した業務及び事業にかかる経費、人件費及び管理費は、国からの運営費交付金及び自己収入等で賄われております。

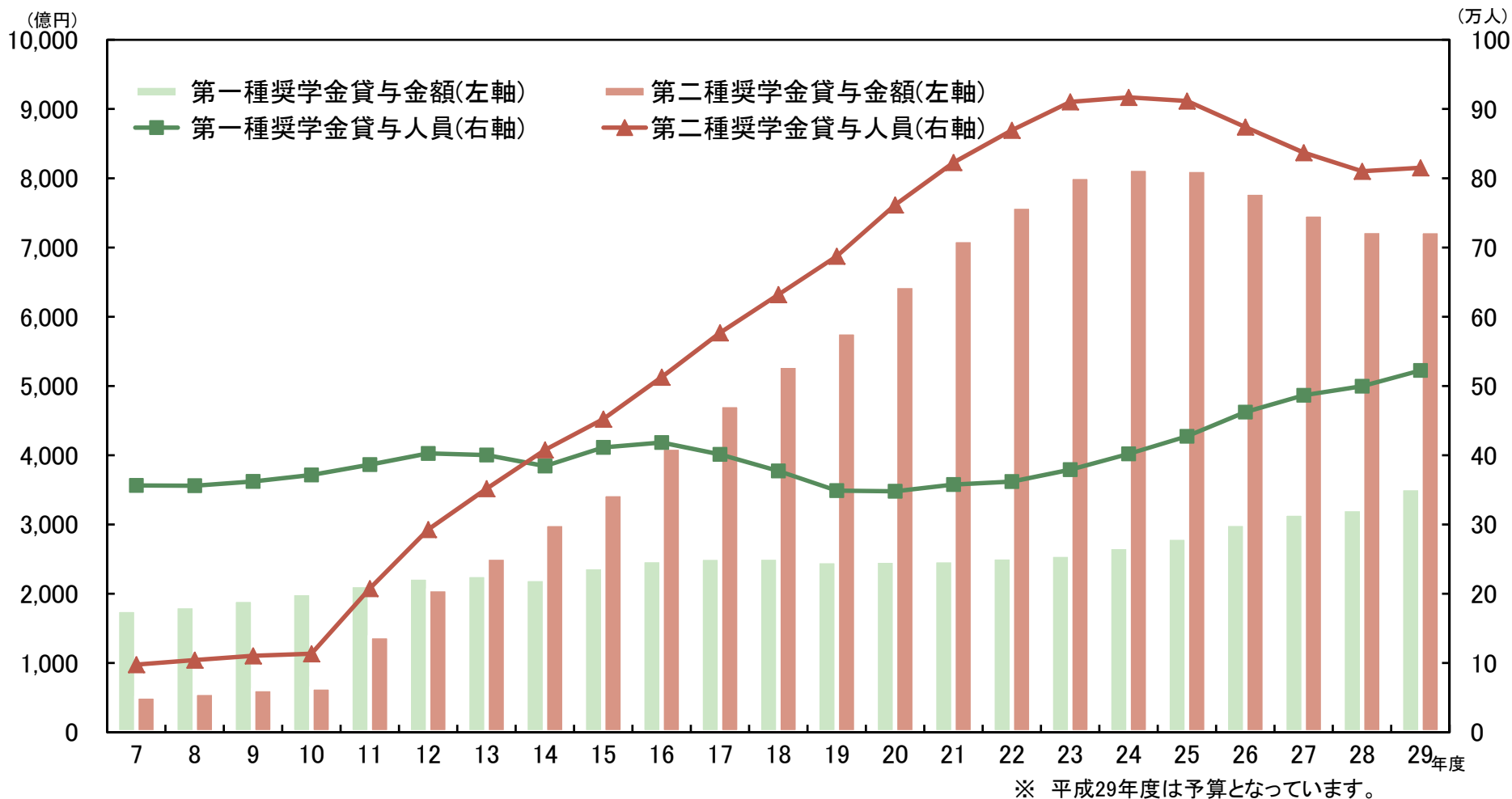
(単位:百万円)

年度	利子補給金	国庫補助金	運営費交付金
平成29年度 (予算)	1,001	21,928(※)	13,773

※ うち奨学金貸与事業に係る補助金は6,863百万円です。

奨学金の推移

年度別奨学金貸与金額及び人数

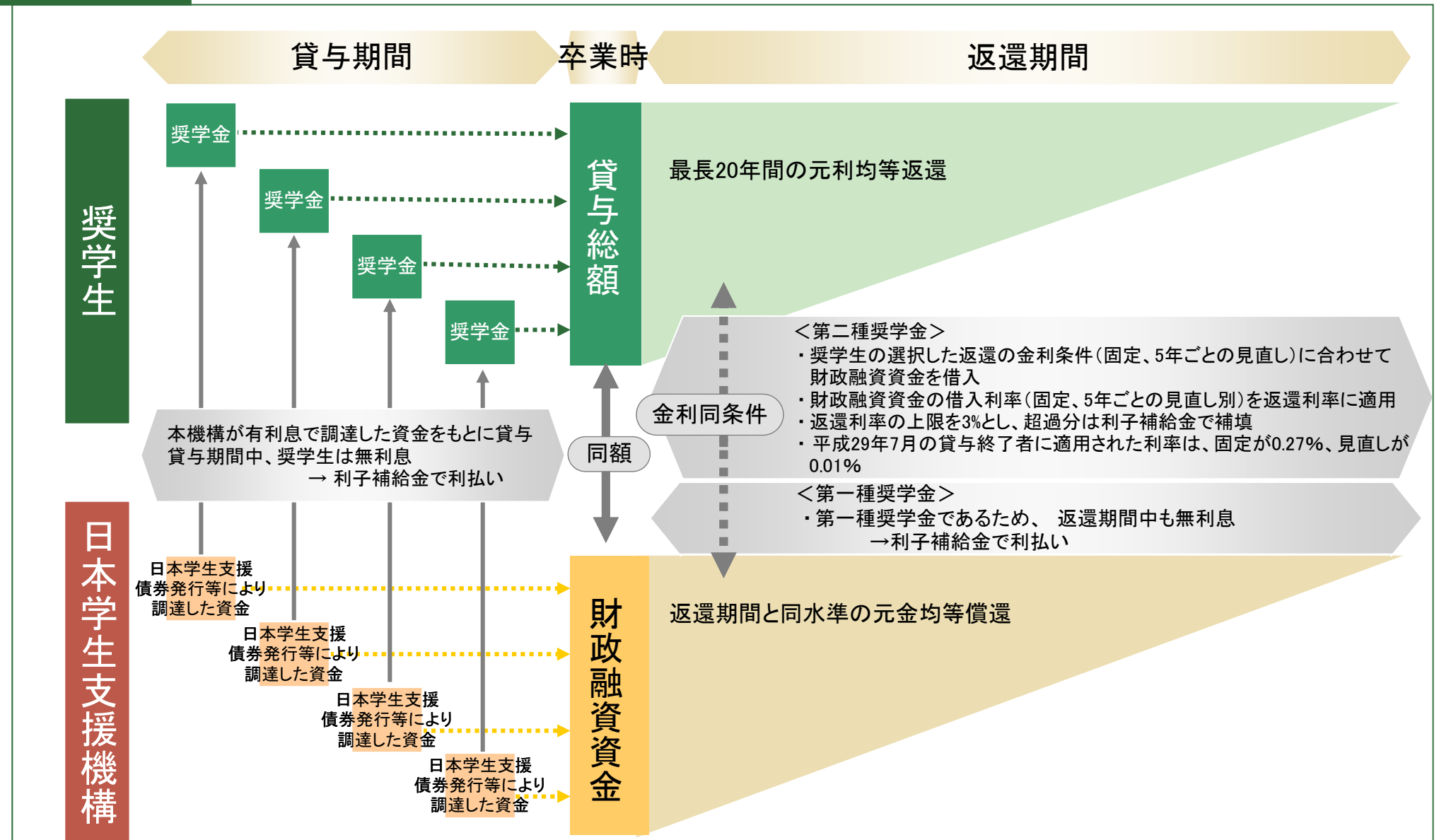


本機構の奨学金貸与事業では、事業開始(昭和18年)以来、
74年間で約1,246万人に対して、奨学金を貸与(累計額約18兆円)しています。

第二種奨学金の資金調達・貸与・返還及び利率

(第一種奨学金の財政融資資金活用分を含む)

資金の流れ



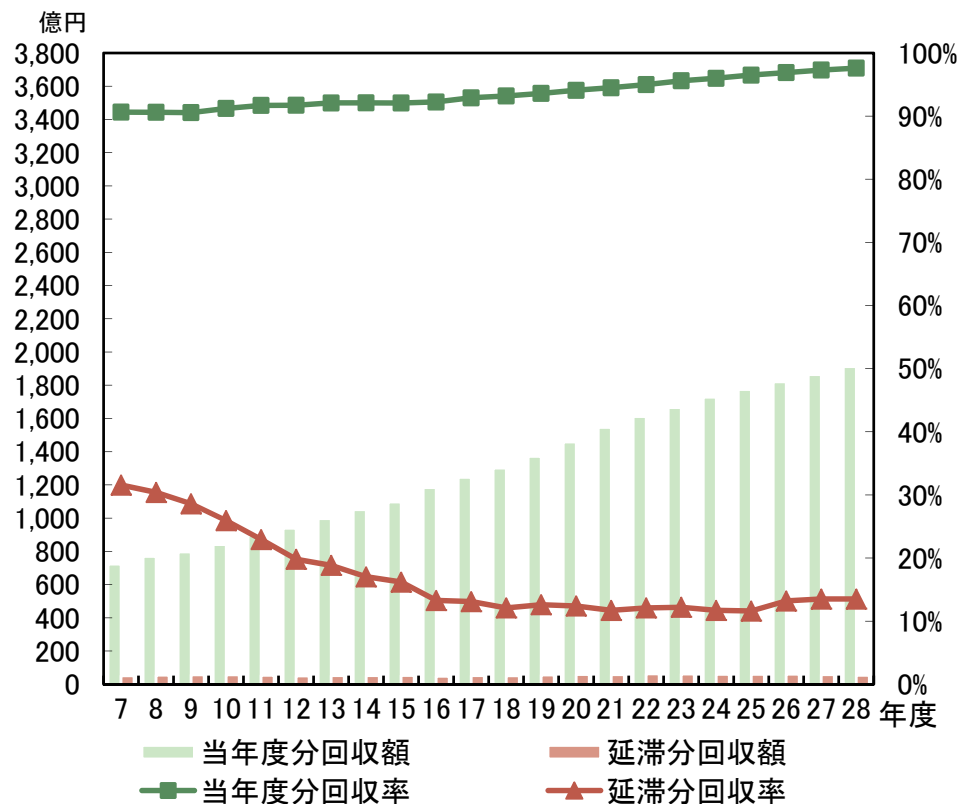
要返還債権の状況

(単位：億円)

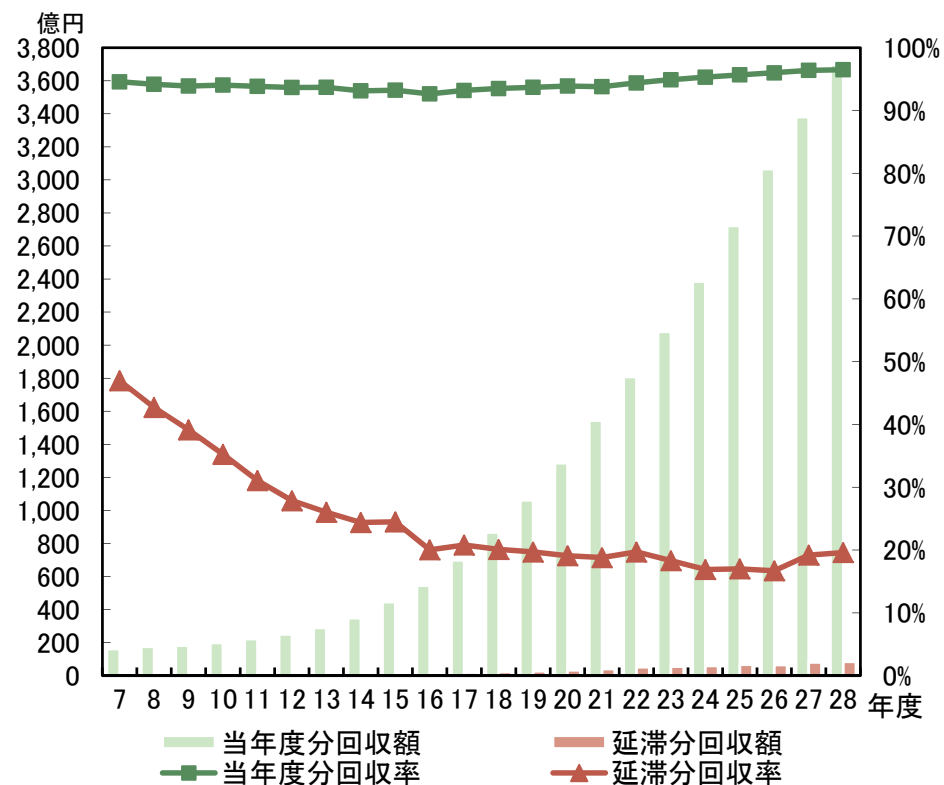
第一種奨学金	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
3ヶ月以上延滞債権(A)	964	898	796	728	683
総貸付残高(B)	24,607	24,993	25,563	26,176	26,812
要返還債権(C)	17,024	17,379	17,777	18,224	18,706
総貸付残高に対する 3ヶ月以上延滞債権比率(A/B)	3.9%	3.6%	3.1%	2.8%	2.5%
要返還債権に対する 3ヶ月以上延滞債権比率(A/C)	5.7%	5.2%	4.5%	4.0%	3.7%
第二種奨学金	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
3ヶ月以上延滞債権(A)	1,718	1,741	1,695	1,668	1,705
総貸付残高(B)	53,048	57,133	60,480	63,056	64,982
要返還債権(C)	35,522	39,499	43,241	46,579	49,166
総貸付残高に対する 3ヶ月以上延滞債権比率(A/B)	3.2%	3.0%	2.8%	2.6%	2.6%
要返還債権に対する 3ヶ月以上延滞債権比率(A/C)	4.8%	4.4%	3.9%	3.6%	3.5%

返還金の回収状況

第一種奨学金



第二種奨学金



回収促進策

- ・口座振替(リレー口座)への原則全員加入
- ・債権回収会社(サービサー)による督促架電及び回収の委託
- ・コールセンターでの相談体制の強化
- ・法的措置の強化
- ・個人信用情報機関の活用

奨学金の返還に関する各種制度

減額返還制度

災害、傷病、その他経済的理由により奨学金の返還が困難な方の中で、月々の約定金額を減額すれば返還可能である方を対象として、一定期間、割賦金を減額しつつ、減額返還適用期間に応じて、返還期間を延長する制度です。

減額返還制度の拡充

割賦金を2分の1に減額する制度に加え、3分の1に減額する制度を導入

減額返還制度の適用期間の延長

減額返還制度を適用できる期間を最長10年から最長15年に延長

返還期限猶予制度

災害、傷病、経済困難、失業などの返還困難な事情が生じた場合に、願出により返還期限を猶予する制度です。

返還期限猶予制度の適用年数

返還期限猶予制度を適用できる年数は通算10年

延滞者への返還期限猶予の適用

延滞者であっても、傷病、生活保護受給中等、真に返還が困難な場合、延滞分を据え置き、猶予申請月より返還期限猶予を適用

返還免除制度

死亡、精神・身体の障害によって返還ができなくなった場合に、願出により返還を免除する制度です。
このほかに、大学院で受けた第一種奨学金については、「特に優れた業績による返還免除制度」を設けています。

博士課程進学者を対象に本制度の改善・充実

大学院博士課程に進学し、奨学生として採用される段階で、返還免除候補者として決定できる制度を導入

給付型奨学金制度の創設

意欲と能力があるにもかかわらず、経済的理由により進学等を断念している者の進学を後押しするため、給付型奨学金制度を創設。

なお、平成30年度からの本格実施に先立ち、平成29年度は特に経済的に厳しい状況にある学生等を対象に、一部先行して実施。

第一種奨学金の希望者全員に対する貸与の実現

貸与基準を満たす希望者全員への貸与を実現し、第一種奨学金の新規貸与人員を4万4千人増員(財政融資資金等を活用した新規貸与人員3万6千人を含む)。

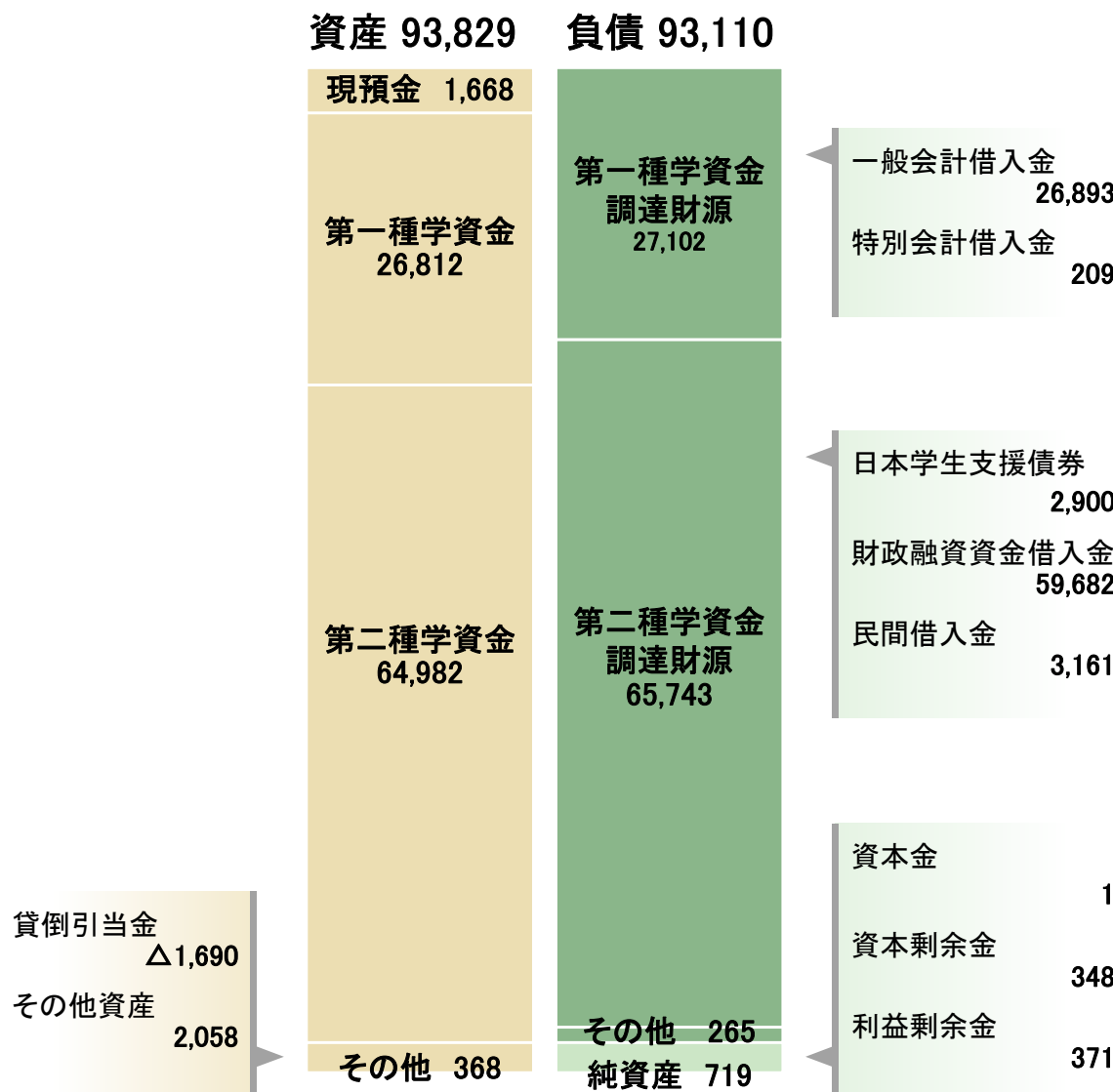
残存適格者を解消するとともに、住民税非課税世帯の子供たちに係る成績基準を実質的に撤廃し、必要とする全ての子供たちへの第一種奨学金の貸与を実現。

新たな所得連動型奨学金制度の確実な実施

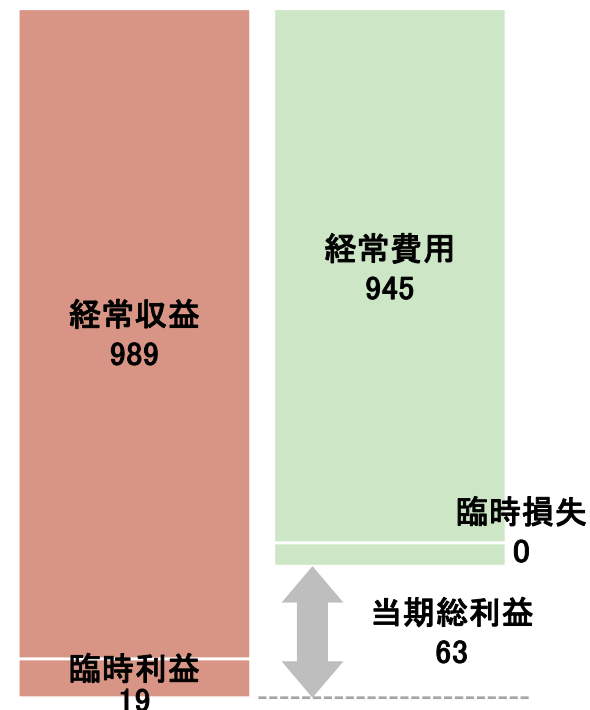
返還月額が卒業後の所得に連動する、新たな所得連動返還型奨学金制度を確実に実施。

平成28年度決算

貸借対照表 (億円)



損益計算書 (億円)



1

日本国憲法第26条【**教育を受ける権利**】、
教育基本法第4条【**教育の機会均等**】を担う機関

2

日本の教育政策を支える奨学金貸与事業
(日本学生支援債券で調達した資金は、**第二種奨学金の在学中資金に充当**)

社会的役割・信用力

- 次代の社会を担う人材の育成
- 社会情勢に応じて高まる教育機会均等へのニーズ
- 国の財政面などの強力なサポート
- 政治的リスクの低さ

商品性

- **四半期定例発行**
- **一般担保付**
- BISリスクウェイト**10%**
- 格付**AA (R&I)**、**AA+ (JCR)**
- **日銀適格担保要件の充足**

日本学生支援債券の概要②

発行実績と平成29年度の発行予定

	6月	9月	11月	2月	年度計
平成26年度	3Y 500億円	2Y 500億円	2Y 400億円	2Y 400億円	1,800億円
平成27年度	2Y 300億円	2Y 300億円	2Y 300億円	2Y 300億円	1,200億円
平成28年度	2Y 300億円	2Y 300億円	2Y 300億円	2Y 300億円	1,200億円
発行日	6月7日	9月7日	11月8日	2月7日	
平成29年度	2Y 300億円	2Y 300億円	2Y 300億円	2Y 300億円	1,200億円

※ 日本学生支援債券で調達した資金は第二種奨学金に充当されます。そのため、日本学生支援債券の発行日は、奨学金振込日の2営業日前となっています。

年度別発行額

日本学生支援債券実績													予定
平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
760億円	1,100億円	1,170億円	1,170億円	1,170億円	1,170億円	1,600億円	1,700億円	1,800億円	1,800億円	1,800億円	1,200億円	1,200億円	1,200億円

※ 日本育英会債券は、平成13年度に100億円、平成14年度に560億円、平成15年度に610億円を発行しました。

お問い合わせ先

独立行政法人日本学生支援機構

財務部資金管理課

TEL 03-6743-6024 (ダイヤルイン)

FAX 03-6743-6665

URL <http://www.jasso.go.jp>

[投資家の皆さま向けのホームページもございます。](http://www.jasso.go.jp)

<http://www.jasso.go.jp/about/ir/index.html>

- 本資料は、投資家の皆さまへの情報提供のみを目的としたものであり、債券の募集、売出し、販売などの勧誘を目的としたものではありません。
- 債券のご投資判断にあたりましては、当該債券の発行にあたり作成された債券内容説明書など、入手可能な直近の情報を必ずご確認ください、皆さまご自身の責任でご判断くださいますようお願い申し上げます。